

第 107 回（令和 6 年 10 月）

浜田地区広域行政組合議会
定例会会議録

浜田地区広域行政組合議会

第 107 回（令和 6 年 10 月）浜田地区広域行政組合議会臨時会会議録

- 1 日 時 令和 6 年 10 月 10 日（木）午後 1 時 28 分 開会
2 場 所 浜田市役所 5 階 浜田市議会全員協議会室

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 会期の決定について
第 3 認定第 1 号 令和 5 年度浜田地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について
第 4 認定第 2 号 令和 5 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
第 5 議案第 11 号 令和 6 年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）
第 6 議案第 12 号 令和 6 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

本日の会議に付した事件

- 認定第 1 号 令和 5 年度浜田地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2 号 令和 5 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 11 号 令和 6 年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）
議案第 12 号 令和 6 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

会 議

午後 1 時 28 分 開会

議長（牛尾昭議長） 本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。これより、第 107 回浜田地区広域行政組合議会定例会を開催いたします。ただいまの出席議員は、10 名で議会は成立しております。本日の議事日程は、お手元に配布してありますので朗読は省略いたします。日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則の規定により、議長において指名いたします。3 番 坂手洋介議員、7 番 串崎利行議員のお二人にお願いいたします。日程第 2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。会期は、本日 1 日といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。日程第 3、認定第 1 号、令和 5 年度浜田地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について及び日程第 4、認定第 2 号、令和 5 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。提案者の説明を求めます。事務局長。

事務局長（湯浅事務局長） 認定第 1 号、令和 5 年度浜田地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について及び認定第 2 号、令和 5 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを一括してご説明申し上げます。議案は 1 ページ及び 3 ページです。本案は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度浜田地区広域行政組合一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付して議会の認定を受けるものです。それでは、令和 5 年度浜田地区広域行政組合一般会計特別会計歳入歳出決算書をご覧ください。1 ページの決算総括表の一般会計からご説明いたします。補正後の予算現額は、11 億 2,594 万 1,000 円となっております。決算額は、歳入決算額 11 億 2,819 万 5,317 円に対し、歳出決算額は 10 億 9,591 万 9,204 円となっており、差引き残額の 3,227 万 6,113 円につきましては、決算剰余金として令和 6 年度へ全額繰り越すものです。次に、決算の概要についてご説明いたします。主要施策等実績報告書の 1 ページ一般会計の決算概況をご覧ください。まず、上段の歳入です。自主財源につきましては、使用料及び手数料が可燃ごみ

処理手数料の搬入量減少に伴い、前年度に比べ減額となりましたが、スラグメタル売払収入の増加などにより、区分その他が増加し、自主財源全体で約 630 万円の増となっております。

次に、依存財源につきましては、低所得者保険料軽減事業に係る国庫負担金の減や、エコクリーンセンター基幹的設備改良工事に係る国庫補助金の減などにより、依存財源は全体で約 260 万円の減となっております。

続いて、浜田市江津市からの負担金につきましては、エコクリーンセンターの基幹的設備改良工事や管理運営費の増加に伴い、約 1 億 4,300 万円の増となっております。

次に下段の歳出です。義務的経費は、人事異動や給与改定などによる人件費の増加により、約 470 万円の増となっております。

次に投資的経費は、エコクリーンセンター基幹的設備改良工事が始まり、普通建設事業費等が増加し、約 6,200 万円の増となっております。

その他の経費は、主に物価高騰によるエコクリーンセンター管理運営費の増加により物件費が増加し、全体で約 7,500 万円の増となっております。

次に介護保険特別会計について、ご説明いたします。もう一度、歳入歳出決算書 1 ページの決算総括表をご覧ください。

補正後の予算現額は、120 億 6,768 万 2,000 円となっております。決算額は、歳入決算額 122 億 552 万 8,077 円に対し、歳出決算額は 117 億 9,891 万 7,479 円となっており、差引残額の 4 億 661 万 598 円につきましては、決算剰余金として令和 6 年度へ全額繰り越すものです。続いて、同じ決算書の 24、25 ページをお開きください。

まず、歳入の主なものとしましては、4 国庫支出金が 30 億 9,408 万 5,224 円で、前年度に比べ 0.5 パーセントの減となっております。次に、5 支払基金交付金が 29 億 7,916 万 1,000 円で、0.2 パーセントの減、続いて 1 保険料が 21 億 5,850 万 8,597 円で、0.2 パーセントの減となっております。

介護保険料の収納率につきましては、前年度 99.09 パーセントから 99.29 パーセントへと 0.2 ポイントのアップとなっております。引き続き累積滞納額が増加することのないよう、収入の確保に努めてまいります。

続きまして、26、27 ページをお開きください。歳出の主なものとしましては、2 保険給付費が 104 億 4,362 万 6,233 円で前年度に比べ、0.4 パーセントの減となっております。次に 4 地域支援事業費が 6 億 915 万 1,588 円で、0.6 パーセントの減となっております。

歳入歳出差引残額は 4 億 600 万円余りとなりましたが、これは、保険給付費に対して多く国庫支出金等を受領しているためであり、今年度返還いたします。なお、繰越額を精算し、余剰となる第 1 号被保険者の保険料の約 1 億 1,500 万円を、介護給付費準備基金の積立に充てることになります。

以上、簡単ではございますが、令和 5 年度の決算の概要についてご説明をいたしました。詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書をご参照ください。

また、決算書 57 ページに実質収支に関する調書を、58、59 ページには財産に関

する調書を記載しております。主要施策等実績報告書と併せてご参照のうえ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（牛尾昭議長） 引き続きまして、監査委員の報告を求めます。
監査委員。

監査委員（野上俊文監査委員） 本組合の令和 5 年度決算につきまして、監査委員の大谷委員と共に審査をいたしました。代表して、私から令和 5 年度浜田地区広域行政組合の歳入歳出決算審査について、ご報告をいたします。

令和 6 年 8 月 5 日エコクリーンセンター研修室において、監査委員大谷学氏と私、野上俊文は、事務局長、会計管理者、各担当課長の出席のもと、令和 5 年度浜田地区広域行政組合の一般会計及び介護保険特別会計の歳入歳出決算について、審査を行いました。

一般会計では、エコクリーンセンター基幹的設備改良工事への取り組みの状況、また、介護保険特別会計では、高齢者が住みなれた地域で自分らしく暮らしていくことができる圏域の実現に向けた取り組みの状況にも着眼し審査を行った結果、地方自治法の規定により審査に付された歳入歳出決算及び同証書類並びに同法施行令の規定による調書と令和 5 年度基金運用の状況について、いずれも適正であると認めましたので、報告をいたします。

以上でございます。

議長（牛尾昭議長） そういたしますと、これより質疑を行います。まず、一般会計歳入歳出決算認定について、あらかじめ発言通告が出ておりますので、順次発言を許可いたします。

発言順 1 番 山根議員。

10 番（山根兼三郎議員） 歳入歳出決算書の 13 ページと事務報告書の 44 ページの、メタルの売却の収入とか色々決算の概要の説明にもあったように、メタルの増収ということで説明があったんですけど、これの要因についてお聞きしたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） 近年、ウクライナ危機などの世界情勢から希少金属などの価格が高騰している背景があります。

令和 5 年度からは、エコクリーンセンターのメタル売払に係る入札に対して新たに 2 者が加わっており、競争意識も働いて落札価格が高まったと考えられます。

議長（牛尾昭議長） 山根議員。

10 番（山根兼三郎議員） 新たに入札が 2 者加わったというふうな説明をいただいたんですけども、これは、募集の形態というか、そういうことで広く業者をこれまで以上に広げて声掛けした結果なのか、それとも業者の方はこういった案件がありませんかというふうなことが、もし広域とかこういった焼却施設に対してあったうえでの入札の応募件数が上がったのかということと言われると、まあうちの組合としては収入が上がれば上がるほど収益が増えますので都合がいいんですけど、その辺でもっと改善できるところがあるのかどうかいうのをちょっとお聞きしたいです。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） この業者であります、関係市の方で売り払いにかかる登録をまずしていただいている業者さんに対して、指名をしまして指名競争入札ということで対応しております。新たに 2 者加わったというご説明をいたしました、入札の単価自体がですね令和 4 年度 36,800 円ぐらいでしたけれども、令和 5 年度は平均しまして 93,500 円ぐらいになりまして、2.5 倍ぐらいにいきなり跳ね上がりました。そういったことから収入が増えております。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。はい。続いて 2 番 植田議員。

4 番（植田好雄議員） 事務局管理費のところでは 15 ページ、ここで事務管理費の執行率が 83.25 パーセントというふうになってはいますが、ちょっと低いんじゃないかと思いますが、その要因についてを伺いたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） まず、令和 6 年 1 月から本格稼働を目指しておりましたホームページのリニューアルについて、業務委託仕様書の作成に時間を要したことから令和 6 年度での実施に移行したこと、また、事務機器の万が一の故障に備えて予算確保した修繕料について、一部の執行で済んだこと等が影響しております。

議長（牛尾昭議長） 植田議員。

4 番（植田好雄議員） ホームページのリニューアルということですけども、時間を要したというその要因、原因というのは何ですか。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） この時間を要したということではありますが、ホームページのですね管理のところ、それからホームページ自体を作成するところ、それ

を一括して業者の方に投げようと思ひまして、仕様書の作成をこれまでは分けてやろうとしていたところを、まとめてやろうとしまして、少し金額もその方が安くなるということ等を検討しまして、その結果、時間を要したということでございます。

議長（牛尾昭議長） 植田議員。

4 番（植田好雄議員） それと委託料の関係なんですけれど、これまで項目は同じようなことが記載されているんですけど、ここで毎年結構色んな 120 万円だとか、令和 3 年度には 86 万円だとか、今年はまた 138 万円だとかこういうバラツキがあるのはこの要因は、項目は一緒なのにその辺の要因をちょっと。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） この委託料においては、毎年度、地方公会計制度に係るシステム構築の業務、その他事務機器の保守、また、法律顧問などの費用を支出しております。変動の要因であります。令和 4 年度においては財務会計システムの改修業務、これが 297 万円ほどございました。システムのこういった改修などの経費の有無が影響しております。

議長（牛尾昭議長） 続いて、通告ナンバー3、植田議員。

4 番（植田好雄議員） 広域連携推進事業の 3 の人材育成事業の(1)から(3)までの事業なんですけれども、人材確保の育成がどのように進んだのか、具体的な成果をお伺いしたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） 広域連携推進事業の人材育成事業においては、介護人材キャリアアップ事業、介護の入門的研修実施事業、介護サービス事業所における生産性向上事業の 3 つの事業に取り組んでおります。

介護人材キャリアアップ事業においては、47 名から講習の受講や資格試験の受験に関する補助金の申請がありました。

次に介護の入門的研修実施事業においては、これまで介護に携わった経験のない方を中心に、延べ 30 名の方が受講されておられます。

介護サービス事業所における生産性向上事業においては、2 事業所に対して講師による研修を実施したほか、5S 活動が実施されている先進的な事業所との交流視察をしていただく事業を行っております。

これらのことにより、人材育成事業の目的である介護の人材育成とサービスの質の向上に沿った取組が実施できたものと考えております。

議長（牛尾昭議長） 植田議員。

4 番（植田好雄議員） 補助の人数とかそういうのは延べで書いてあるので分かるんですけども、具体的にこういう講習を受けたり研修を受けたりする中で、具体的に介護人材が浜田広域の中でこのように充実してきたよとか、こういうふうな成果があったよとか、人数的な具体的なものを含めて、そういうような具体的なものがあれば、どのようなことがあったのかということを含めてお聞きしたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） これらの研修や補助金の関係などの事業はですね、なかなか一朝一夕に目に見えるような成果というのは、なかなか分かりにくいものがございます。継続して取り組むことが大事だと考えておりますので、そう言ったところからも、今後もこれまでのように継続して実施していきたいという考えでおります。

議長（牛尾昭議長） 植田議員。

4 番（植田好雄議員） 人材育成事業を令和 8 年度まで延長するというふうにここでは書かれている訳ですけど、人材育成事業のところで書かれているところ、このことによって具体的に延長することによって、今進められていることがどのように改善も含めてされて進んでいくのか、その辺の内容が分かれば教えてください。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） 令和 8 年度まで延長するということでありますが、これは広域連携推進事業基金を財源にしたやり方で令和 8 年度まで実施をしていくということでありまして。これまでと全く同じようなやり方でこれまで進んできたのではなく、令和 5 年度からはこれまでキャリアアップ事業で年度末までの申請としていた申請期限を改めまして、試験や受講した日の翌年度の末まで申請を可能とするよう改善を行っております。これは、補助対象となる試験や講習で、1 月以降に実施されるものがありまして、年度末までの申請に余裕がないという声を聞きましたので、それに対する改善を行ったものであります。皆さんの声を聞きながら、少しずつでも改善をしていきたいと思っております。

議長（牛尾昭議長） 続いて発言順 4 番、多田議員。

6 番（多田伸治議員） 同じく広域連携推進事業で介護人材キャリアアップというところですね、受講、受験の数って先ほど 47 人だと、これはあの事務報告書に書

いてあるんですが、これ実際、受験と受講で大分違います。そのところが実際何人で、受講の場合は受けただけということになると思うので、受験の場合は結果というのも当然、通ったのか通らなかったのかというようなところがどうなのか。一番大事なのは、その受験でも受講でもいいんですけど、どちらにしても 47 人の方が、ちゃんと処遇改善につながっているのかどうかというところまで、きちんと説明していただければと思います。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） 資格取得のための、まず研修利用状況であります。介護福祉士実務者研修が 14 人、介護職員初任者研修が 6 人、主任介護支援専門員研修が 2 人で合計 22 人となっております。また、資格取得のための受験利用状況です。社会福祉士受験者が 2 人、そのうち 1 人の方が合格をされていらっしゃいます。介護福祉士受験者が 17 人、うち 15 人が合格をされていらっしゃいます。介護支援専門員実務者研修受験試験受験者が 6 人、合格者はゼロであります。合計 25 人が利用をされていらっしゃいます。社会福祉士合格者の 1 人、それから介護福祉士合格者のうち 12 人、合わせて 13 人が基本給や資格手当の増額などの処遇改善につながっていることをアンケートで確認をしております。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） 今の受験、受講者その辺の合格者というところから数字で言うと差し引きで数字が合わないんですが、受験されても処遇改善にはつながらなかったということが言えるのでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） 皆さんが処遇改善にはつながっているということは確認はできておりません。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） いや、確認されたかどうかじゃなくて、しているかどうかというのがちゃんと確認、分からないと、これが本当に有効な施策なのかどうかというのが分からんと、なんで、そこが確認できていないという話なのか、事業所に聞けば分かる話ですし、そういうことをやって、こういう処遇がちゃんと改善されないと、人材不足というのもちょっと上がったぐらいでは、簡単ではないですけど、やっぱりそこを地道に上げていくというような努力が必要な訳ですから、そのところで言えばここはアピールポイントのはずですので、そこをなんで中途半端に確認できていないみたいな話になるのか、ちゃんと追跡して、受験したから

には報告してもらっているようなこともね。それは、落ちる方もおられるでしょうから、そこはしょうがない、次努力してねという話なんだけれど、そのところがどうなったのかというのは、行政として補助金出した責任として、確認しなければいけないんじゃないのかなと思うんですが、その辺どういうふうにお考えでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） この処遇改善につながっているかどうかのアンケートは、わざわざ事業所に確認を取った結果であります。さらにこの事業の本来の目的でありますけれども、介護の人材育成とサービスの質の向上というところを主眼に置いております。処遇改善のところに主眼を置いた事業ではございませんので、今の時点では私共はこれが正しい姿だと思っております。

議長（牛尾昭議長） 続いて、発言順 5 番、串崎議員。

7 番（串崎利行議員） 同じくですね、人材キャリアアップ事業でございます。これ補助額が対象経費の 2 分の 1、上限 5 万円というふうに書いてございますけれども、その 5 万円ですね、根拠を教えてください。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） 広域連携推進事業は、平成 24 年度に関係市との調整により、浜田地区広域連携推進事業計画を策定しまして、島根県の補助金 1 億円を活用した取り崩し型の基金を財源に、一般財源に頼ることなくこれまで事業を実施してきており、その事業の一つとして介護人材キャリアアップ事業にも継続して取り組んでまいりました。

この事業の創設当時、介護の資格取得に係る研修受講費用等の経費は 10 万円以内であったことから、その 2 分の 1 ということで 5 万円を上限として設定したものであります。

議長（牛尾昭議長） 串崎議員。

7 番（串崎利行議員） 今のお話では、一人当たり 10 万円で半分くらいというような形だというような答弁だったなというように思っております。ここに書いてありますようにですね、今回 47 人というような方が書いてありますけれども、去年は 59 人であったなというふうに思っておりますけれども、やはりですね、もう少し本当は補助金を上げてでもですね、人数がもう少し増えればなというような、私気持ちもしておりますけれど、この 47 人、59 人、減った要因とか分かりますでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） なかなか減った要因として分析ができているものではないですが、背景にはこの事業が浸透しているということもあるのだと思います。これまで利用された方が積み重なってきたそういった結果、新たに資格取得に係る人数が少し落ち着いてきているのではないかなというような見方をしております。また財源ですけれど、この基金、無限にある訳ではございませんので、これも令和 8 年度までということで、島根県とも協議を進めてまいりましたので、そういったところからも補助単価 5 万円上限というところを見直すという考えではおりません。

議長（牛尾昭議長） 続いて通告順 6 番、串崎議員。

7 番（串崎利行議員） 同じく人材育成事業費でございます。今もお話がありましたようにこの基金、令和 8 年度まで延長とありますけれども、その先の考えをですね、伺います。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） この事業の財源であります浜田地区広域連携推進事業基金、これの残高は令和 5 年度の事業終了後で 969 万円となっており、計画に沿って令和 8 年度までで使い切りまして、広域連携推進事業としては終了となる見込みであります。令和 9 年度以降につきましては、それまでに関係市と調整協議を進め、対応を検討してまいります。

議長（牛尾昭議長） 串崎議員。

7 番（串崎利行議員） 今後は別途対応というお話だったと思いますが、この前ですね、10 月 1 日でしたか、介護施設、いわゆる浜田圏域老人施設協議会の方、会長が美川の施設長さんだったかと思いますが、その方、6 名の方とですね、浜田の福祉環境と意見交換をさせていただきました。かなり厳しいご意見もございましたけれども、やはり新規採用については大変厳しいという意見が一点とですね、やはり人材育成についてですね、使いやすい支援が欲しいというようなことも言われました。そうしたことから、この 2 番の介護入門的研修実施事業があると思いますが、受験者数ですね、介護入門 24 人、生活支援 29 人ということでございまして、去年はですね、人数は違いますがちょうど 30 名の方で、ほぼ同じ人数の実績があるというように感じております。やはりこの事業ですね、今後、9 年からも拡大をするべき事業というような感じがしておりますけれども、お考えどうでしょう。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） この事業の財源でありますその基金、これがなくなった後をどうするのかというところこれは、先ほども答弁しましたとおり、関係市と調整協議を進めて、対応を検討していくということを申し上げました。財源がありませんので関係市からの負担金、これで賄うのかどうか、そういったところが問題になってきますので、関係市と協議を進める必要があります。広域行政組合だけの考えではなくて、その関係市ともよく意見を重ね、また、介護に関する事業所さんからの意見も確認しながら、より良い方向になるよう検討していきたいと考えます。

議長（牛尾昭議長） 続いて、発言順 7 番、串崎議員。

7 番（串崎利行議員） 何べんも同じことを言うような形になりますけれど、やはりこの事業、人材育成事業、一番ですね、大切な事業であるというように思っております。今までの事業のですね、効果と課題、その辺のところをどのように分析をされているのか伺います。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） なかなか人材がどれだけ増えたのかどうか、あるいはそういったものが目に見えにくいものがあります。また、現状、介護の人材確保、これについては、他の職も同様大変困難な状況であるということは認識をしております。現在の雇用情勢も踏まえまして、人材の確保に向けて介護のすそ野を広げる地道な取り組みが必要であると考えておりますので、そういったところを考えて事業を進めてまいります。

議長（牛尾昭議長） 串崎議員。

7 番（串崎利行議員） 分かりました。この前もう 2、3 点ですね、意見交換で気になったことを申し上げておきますけど、課題という形であると思いますけれど、やはりサービスの継続には人材確保が必須であるが、経費が年々増加して大変であるということを言われておりました。また、介護に関する説明会をですね、開催しても学生は集まらず、西部での開催はなかなか難しいということで、開催はほとんど東部であるといったことも言われておりました。また、養成校がないから実習生も来ない、そして、外国人人材も確保、初期費用が大きいのでなかなか大変であると、そういったことを言われましたので、こういうことをやはり一つの課題だということで、今度新しく 9 年からの分を頑張って検討していただきたいと思います。以上です。

議長（牛尾昭議長） 質問じゃありませんね。続いて通告 8 番、多田議員。

6 番（多田伸治議員） 低所得者保険料軽減事業なんですが、対象が被保険者の 41.3 パーセントに上ることなんですが、保険料これ適正だというふうにお考えか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平薮介護保険課長） 低所得者保険料軽減は、保険料段階が第 1 段階から第 3 段階の方を対象として実施をしております。令和 5 年度決算時の対象人数ですけれども、11,450 人で前年度の対象者 11,664 人と比較して若干ではありますが減少しております。しかしながら、被保険者全体の約 4 割を占めていることから、その割合は依然として高いというふうに認識をしております。保険料段階設定ですが、介護保険制度により、基準となる保険料率の設定方法が定められておりますので、自由な保険料率の設定をすることはできないこととなっております。従いまして、議員ご指摘の層の方につきましては、保険料の納付が厳しい現状が見受けられますが、保険料の設定としては妥当だったというふうに考えております。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） 併せて伺っておくんですが、これ後のところで保険料収入のところで滞納の云々という話をするんですが、そちらで見ますと 135 人の方が滞納されておる。その軽減の対象となっていた方で、この保険料の滞納となっている、重なっている方がどれくらいいらっしゃるかわかりますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平薮介護保険課長） 5 月末現在、令和 5 年度の現年度分普通徴収保険料を滞納している人、これが 135 人いらっしゃいます。その中で軽減対象と重なっている人数は 55 人となっております。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） 軽減されてもやっぱり払えない、いうようことになっているのは非常に大きな問題のはずなんですが、基準に基づいてという話なんですが、そもそものところで、その基準が本当に適正なのかというところまで考えなければいけないし、そうすると基準については、もっと別のところに言っていかなければいけないということなる可能性もあるんですが、そういったことは何かしら、やられておるんですか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 先ほども少し申しましたが、介護保険料の段階や保険料率については、国が政令等で定めており基本的にこれに従うこととなっています。この設定は、全国的な負担の公平の見地から均衡を図るために設定されているもので、地域の実情によっては保険料額が全国平均を上回る場合など、低所得者の負担を軽減するような措置がとれる仕組みにはなってはいません。ただ、国がこの基準を大幅に変えてしまうと、かえって不均衡を招くことになり、適正ではないことをしていることから、本組合においても保険料に配慮した保険料段階の弾力化を行っているところではありますが、基本的には国の基準に従って設定をしているということでございます。

議長（牛尾昭議長） 続いて通告ナンバー9 番、植田議員。

4 番（植田好雄議員） 清掃総務費の関係ですけれど、記載されている視察・見学状況について、コロナ禍で中止していたが再開したというところが上がっている訳ですけれど、その中で執行率が 77.56 パーセントというふうになっているんですけれど、80 パーセントを切るといふようなことで、その辺の要因について少し説明をしていただきたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） この清掃総務事務費では、可燃ごみ処理に係る経費以外の事務管理経費として 74 万円を予算化しておりまして、決算額は 57 万 4,016 円でありました。コロナ禍の影響により、予定していた会議等が中止になったこと、また、事務用品や事務機器の購入節約に努めたことなど、細かな積み上げで 16 万 5,984 円の不用額が生じております。

議長（牛尾昭議長） 植田議員。

4 番（植田好雄議員） よく分かりましたけれど、その中で、令和 4 年度で言えばエコクリーンセンターの長寿命化計画に係る支援業務以外は記載事項がほとんど変わらないわけですが、当初予算の段階でそういう意味では少し見誤ったというようなことがあるのかどうか、その辺のところを伺いたいです。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） 一つ例に挙げますとパソコンの購入、やはり耐用年数がありますので入れ替えをする必要がございます。一度に入れ替えずに少しずつ

入れ替えをして毎年行っておりますが、これの単価、細かな話になりますが、予算確保上は 18 万円、1 台 18 万円程度で購入できると見積もりを取っておりましたが、入札のところで、これは浜田市でパソコンを大量購入されるその中に、組合も仲間に入れていただきまして、単価は 14 万 9,369 円まで下がりました。こういった細かな努力でこの不用額が出ているということでございます。

議長（牛尾昭議長） 続いて通告順 10 番、植田議員。

4 番（植田好雄議員） 続きまして塵芥処理の関係ですけど、委託料が令和 4 年度より約 1 億 1,000 万円増えている理由と、不用額が 2,000 万円と令和 4 年度に比べて若干不用額が増えているというような状況でございます。その理由を少しお願いしたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） この塵芥処理費では、エコクリーンセンターでの可燃ごみ処理に係る経費と、基幹的設備改良工事に係る経費を予算化しております。

令和 5 年度から始まりましたエコクリーンセンター基幹的設備改良工事に係る設計・施工監理業務で 880 万円、コークス、灯油、電力の用役費単価高騰等が影響した運転保守管理業務の委託契約で約 8,800 万円が、委託料の予算額が増額になった主な理由であります。

近年、用役費の単価は安定しておらず、厳密な予算化が大変難しい状況となっており、やむを得ず不用額が生じてしまう原因となっております。

議長（牛尾昭議長） 植田議員。

4 番（植田好雄議員） 昨年も回答があったんですけど、これ物価の上下が影響するということが言われておりましてけれど、令和 5 年度のところでその辺の物価の上昇の影響みたいなところがあったのか、その辺の説明をお願いします。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） 少しこの背景を調べてみました。まず、用役費の関係でコークスですね、石炭これは令和 4 年度の平均の単価が 88 円 65 銭でしたが、令和 5 年度は 96 円 10 銭、8 円 45 銭も増加をしております。また、灯油につきましても、これも増加をしている背景が見れました。

議長（牛尾昭議長） 植田議員。

4 番（植田好雄議員） それと、委託料の不用額で交通整理員やごみ搬送につい

ての影響もあるというふうに伺っておりますけど、その辺の影響はどのようなになっているのか、少し説明をお願いします。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） 令和 5 年度から基幹改良工事が始まるということもありまして、場内の混雑がどのようになるのか、どのように変化していくのかというところがなかなか見込みにくい状況で予算化をしております。実際毎月 1 回程度は警備員を配置する必要があるかなと、特別開場をいたしますので、そういった時には警備員を配置する必要があるかなというところで、少し手厚く予算化をいたしました。が、実際には混雑はすることなく、警備員としましては 2 日程度、また、中間ごみ置き場を作ったりしましたが、それも毎月必要であるかなと思いましたが、それも 3 回程度で済んだという実績でございました。

議長（牛尾昭議長） 続いて通告順 11 番、植田議員。

4 番（植田好雄議員） エコクリーンセンターの管理運営費のところでありますけれども、搬入量 1 日当たり及び焼却量が令和 4 年度、前年度より少し減少している訳ですけど、その要因について、どのように分析しておられるのかを含めて、その分析に基づく今後の対応、対策についてあれば教えていただきたい。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） 可燃ごみの搬入量の減少は、圏域人口の減少が影響の一つではないかと推測をしております。令和 5 年度 3 月末時点の圏域人口は、前年度と比較すると 1,501 人の減少、世帯数では 411 世帯の減少となっております。一方で、搬入件数は搬入量に比例した減少になっていないことから、少量搬入者の方に対しては、ごみステーションへ出していただくよう周知をするとともに、併せて混雑時の渋滞対策についても継続をしてまいります。

議長（牛尾昭議長） 続いて通告順 12 番、多田議員。

6 番（多田伸治議員） 先ほど少しありましたエコクリーンセンターの搬入、渋滞など、先ほどあった以外にも搬入等についてトラブル等があったのか、どうなのか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） 令和 5 年度の状況であります。渋滞によるトラブルは起きておらず、事業者の方からの要望もいただいておりません。

また、可燃ごみ搬入量の減少、これも先ほど答弁しました圏域人口の減少が影響の一つではないかと推測をしております、今後もこういった状況は続いていくんだらうと思っております。

議長（牛尾昭議長） 続いて通告順 13 番、山根議員。

10 番（山兼三郎議員） 飛灰のことで少しお聞きしたいんですけど、最終処分場利用料負担金が、埋め立て量が減っているのにも関わらず、ここの金額がこれまでよりも増えているということについて、何か要因があったのかどうかをお聞きします。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） エコクリーンセンターから排出される飛灰の埋立処分先である浜田市不燃ごみ処理場において、各年度に必要な経費を按分したものを、最終処分場利用費負担金として負担しており、令和 5 年度は昨年度と比較して 39 万 9,000 円増加しております。

この負担金の算出根拠となる、浜田市不燃ごみ処理場で使用する薬品や燃料費、光熱水費が高騰したことが負担金の増加に影響しております。

議長（牛尾昭議長） 続いて通告順 14 番、多田議員。

6 番（多田伸治議員） エコクリーンセンターの基幹改良工事です。これ二酸化炭素の排出量削減目標 5.1 パーセントだというふうなことが工事全体でかかっているんですが、どの段階からこの削減というものが始まるものか。最初の令和 5 年度のところでも改良は多少なりともやられたというところでは、実際その 5.1 パーセントは、まるまるとは言わないまでも、何ぼうかでも削減効果があったのかというところを伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 総務課長。

総務課長（山本総務課長） 基幹的設備改良工事が終了した段階で、二酸化炭素排出量削減目標の 5.1%が達成できているかどうかの性能試験を令和 7 年度中に実施して、検証を行った後に引き渡しを受けることにしております。

工事が終了してない段階では、その検証を行うことができませんので、令和 5 年度末での成果は分かっておりません。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。

あらかじめ発言通告をされた議員の質疑はすべて終了いたしました。

この件につきまして発言をされていない議員の発言を許可いたします。ただし、

お一人、質疑は 1 項目とし、質疑は 3 回までといたします。
ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） そういたしますと、続いて介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてあらかじめ発言通告が出ておりますので、順次発言を許可いたします。通告順 15 番、植田議員。

4 番（植田好雄議員） 介護保険料の関係ですけど、款 保険料、項 介護保険料、目 第 1 号被保険者保険料の滞納保険料繰越分普通徴収保険料において、不納欠損額となる主な要因と人数及び今後の対応や対策について、どのようにお考えかお伺いします。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 不納欠損の主な要因としましては、生活困窮、死亡、転出などがあり、令和 5 年度に不納欠損処分を行った人数は 37 人となっています。今後も電話催告や臨戸訪問等により、個別に納付相談を行い、一括納付が困難な場合には分割納付等により、未納額の減少に努めてまいります。しかしながら、完納となる見込みがないと判断された場合には、給付制限のリスクをしっかりと説明したうえで、時効による不納欠損処分を行っていきます。

議長（牛尾昭議長） 植田議員。

4 番（植田好雄議員） ここで、完納見込みのないというふうになった場合に、給付制限のリスクがあるというふうに今言われた訳ですけど、これちょっとペナルティーというような、昨年聞いたときにはペナルティーというような話があったと思いますけれど、これ一つのペナルティーになると思いますけれど、この他にもそうした何かペナルティー的なものがあるのか、少し確認したいと思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 給付制限ですけれどもペナルティーの一つということは今言われましたが、正にそのとおりで、その中身ですけれども不納欠損期間に応じて介護保険サービスの利用費の自己負担が 3 割又は 4 割になるということが一つあります。その他、基準額がそれぞれ世帯で定められているんですけども、その基準額を超えたところが高額介護サービス費として支給をされる制度がありますが、このサービス費の支給もなくなります。そうしたペナルティーがございます。

議長（牛尾昭議長） 植田議員。

4 番（植田好雄議員） 完納はできないで負担が増えるというのは、大変な事態になるんだろうなと思いますけど、37 人の方の不納欠損処分ということで先ほど言われた訳ですけど、こうした方が給付制限を受けたり、そうした影響を受けて、この介護サービスの影響などが、そうした影響を受けた方があるということで、その辺の状況を少し説明していただきたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平薮介護保険課長） 昨年度に不納欠損をした方のうち、9 名の方に給付制限の決定を行っています。対応としましては、決定時に滞納がある方については、決定通知書を持参して個別に臨戸訪問をし、納付交渉につなげるように対応しております。この対応によって分納納付が実際に始まった方という方も実際にはいらっしゃいます。

議長（牛尾昭議長） 続いて通告順 16 番、多田議員。

6 番（多田伸治議員） 保険料の減免ですね、生活困窮が 1 件、収入激減が 4 件ということなんですが、それぞれ、そのもう少し詳細な状況いうものが明確にできればと思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平薮介護保険課長） 生活困窮により減免決定した方の要因としましては、被保険者本人の生活困窮によるものです。収入激減により減免決定した方の要因としましては、2 名が退職、1 人が失業、1 人が勤務先の変更により収入激減となったものです。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて 17 番、多田議員。

6 番（多田伸治議員） 今の減免になった方というのもそうなんですが、先ほど 135 人の方が滞納されとるというような話がありました。そのところには減免の制度がちゃんと周知されとるのか、滞納となっているところで、この減免の対象になり得た方というのがどれくらいいるのかというところがちょっと気になってまして。そういった、実はこういう制度があるんだよと説明したら、うちはそれに当たりますということがどれくらい把握されているのかというところを、ちょっとお示ししていただければと思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 減免の対象になり得た方が、どれくらいいらっしゃったかというのは、なかなか把握が難しいところではありますが、減免の周知につきましては、組合のホームページ、それから両市の広報誌に減免の案内を掲載するほか、6 月に発送しておりますけれども、介護保険料決定通知書へ内容の掲載をして、圏域内全ての第 1 号被保険者に周知をしております。また、個別に相談があった場合には、臨戸を訪問して生活実態をしっかりと把握しておりますが、困窮状態が確認できた場合には、減免制度を活用して被保険者の負担を軽減することにより、納付交渉へつなげるような取組をしています。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） ホームページなんてのはね、これ介護保険の被保険者のところでそんなに頻繁にしっかり隅々まで見てというような活用ができるような状況ではないというのは、当然皆さんもご存じのはずですし、封書を一つ送り付ければみんな分かる、そういう方々でもない。相談があればと言いますけど、これ滞納者のところですから、皆さんで納付相談に行かれているはずですよ。その時にこういうものがありますよ、実はこうなんじゃないですか、というような案内なんかもできるはずだと思うんですよ。そういうことを踏まえて、そういうことをちゃんと現場でやられているのか、そのうえで滞納者の中に、その減免の対象、減免しないといけなかったという人がいるのかどうかというのを、把握されているのかどうかということを私は気にしているのですが、いかがですか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 納付相談の際にこうした周知をしっかりとしているのかということにつきましては、生活状況をしっかりと確認したうえで必要な人にはそういう働きかけをしております。また、滞納者の方がやはり生活が苦しい方という人が多いと思いますので、どうしても保険料の滞納が発生してしまう場合が多いです。こうした滞納者に対しては、組合がピックアップして個別に訪問していますが、お話をする際には、もちろん保険料の減免や、場合によっては生活保護、他制度への引継ぎなども視野に入れて対応しております。こうした取組は、相手方から相談を待つだけではなく、プッシュ型の支援ができているものと考えています。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） いや、そのうえでさっきの最初に戻るんですけど、滞納者の中に減免の対象となり得た方がいるのかどうかというのを、さっき把握され

ていないと言われましたよね。把握されていないのと、いたのと、いなかったとでは随分違う話なので、そこのところ、ちょっとはつきりさせておいていただきたい。いや、滞納のされた中でそういう納付相談、いろいろ案内もした中で、この人は減免しなければいけなかったんだというようなことになったというような方がいらっしゃるものなのか。わずか何人でしたっけ、5 人ですか、というようなことなのですぐ分かることだと思います。そこところをちょっとお示しいただければと思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平薮介護保険課長） 大変申し訳ありません。私の理解が悪いのでちょっと質問の意味が分からなかったもので、もう一度お願いしてもよろしいでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） 滞納された方が 135 人いらっしゃる。当然そこにはそれぞれ納付相談に行かれているはずですよ。その中で当然、分納してください、いつまでに払いますか、というような話をされる。でその方々の収入の状況とか世帯の状況なんかを皆さん伺って、これぐらいなら払えるじゃないですかって話をされていると思います。その中でいろいろ状況が分かれば、この人は滞納として、こうして相談するのではなくて、きちんと減免の対象にしなければいけなかったというようなことがあった人が何人いるか。で、さっき減免の対象が令和 5 年度 5 人だったというところでは、35 人の中でこの 5 人のところに入った人というのは、何人いたのかということは分かるはずですし、実際そこところがどうなのか、ちゃんとさっきプッシュ型の対応をされていると言われたんだけど、そういったことが本当にできているかというところを伺っておけますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平薮介護保険課長） 滞納者 135 人のうち納付相談に来られた方というのはかなりいらっしゃると思います。そうした中で分納などをしっかりと進めているのも事実でございます。ただ、減免に繋がっている人数が少ないのではないかとこのところがありましたけれども、実際に相談に来られた方の中には、もともと生活保護を受けられている方もいらっしゃって、こういう方についてはそもそも減免の対象にはなっていませんので、そうした方が複数いらっしゃったということはあると思います。それから先ほど申しましたように、しっかりと生活状況を確認しておりますので、数字的には例年人数より少なかったかもしれませんが、実際に減免が必要だった人はこの人数であったというふうに理解しております。

議長（牛尾昭議長） 続いて 18 番、多田議員。

6 番（多田伸治議員） 先ほどセーフティーネットとなる両市のところにつなげるんだというような、生活保護につなげるという話があったんですが、その辺、広域行政組合として。

議長（牛尾昭議長） 19 番一緒にされるんですか。

6 番（多田伸治議員） じゃ、一緒にしてしまいませんか。

議長（牛尾昭議長） 一緒にしてください。

6 番（多田伸治議員） 実際、どう両市と連携をとってという話なのか。そのさっき 135 人というようなところで、生活保護になったという方がどれくらいいらっしゃるって、それ以外の方はどうなったのか、というところを伺っておけますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 今のご質問ですけれども、他制度へつないだ方が、どれくらいいらっしゃるのかということをお聞かせということでよろしいでしょうか。質問の通告番号でいきますと、19 番のところでもよろしいでしょうか。

6 番（多田伸治議員） はい。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 滞納者への対応としましては、個別に相談があった場合や、臨戸訪問をした際に、生活実態をしっかりと把握するように努めております。困窮状態が確認できた場合には、減免制度の活用、そして両市の生活保護担当課につなげるような説明をしております。

令和 5 年度において、両市のセーフティーネットにつなげた人数につきましては、生活保護担当課への相談を勧めた方が 3 人、それから市営住宅の入居相談を勧めた方が 1 人おられました。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。多田議員。

6 番（多田伸治議員） 改めて気になる発言があったんですけど、訪問して相談してというようなところで、減免制度の活用につなげるという話もされましたよね。私の聞き間違いですか。ということは、先ほどの話、実際この 135 人のところで、どうなったのかというのは、もっと明確な数字というのが上がるはずですし、そういう対象はいなかったのか、それとも把握していないのか、というのは全然違う話ですから、そこのところをちゃんと明らかに。あの思っているとかね、そう見てい

るというような話ではなくて、明確な、不明瞭な発言は避けていただいて、こういう数字ですというものを、ちゃんと示していただければ、把握していなければ、ちゃんと把握しておりませんと言えば済む話ですから、そのところを求めています。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 減免制度の適用には基準を設けてありますので、その基準に沿わない方は、対象ではないということでございますので、実際に減免を実施した方以外はこの対象ではなかったということでございます。

議長（牛尾昭議長） 続いて 20 番、多田議員。

6 番（多田伸治議員） この 135 人について、先ほどのいろいろ相談を受けたと、臨戸訪問をしたというような話だったんですが、具体的にどういうふうに、何人にどう対応して、受け身なのか、積極的にやられたのか。プッシュ的な、プッシュ型の支援も対応もするんだというような話から言えば、それぞれ皆さんちゃんとお話をしてどんな状況か。じゃどうしましょうか、というような話をされたんじゃないかと思うんですが、その辺は、135 人のうち何人にどういう対応をされて、されていない状況もあったりするのかどうかというところをお示してください。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 135 人への対応ですけれども、それぞれの個別のケースですので、個別の対応をさせていただいています。その中でもセーフティーネットにつなげるべきとこちらで判断したケースについては、生活保護への相談を勧めた方が 2 人、市営住宅への入居相談を勧めた方が 1 人おられました。以上です。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） いや、勧めた方、そういうところへつながった方ってのは、それは別にいいです。それだけではなくて 135 人の方、そのうち軽減と重なっている方というのが結構いた。そういうところを含めて、135 人のうち、どんだけの方にちゃんと接触して、対応したのかというところが明確になっておりませんので、そのところをきちっと言うていただければ。いや、この人については取り敢えず電話しました、お宅へ伺いました、分納のところまでこぎつけました、みたいなことがあるはずですので、もうちょっと示していただきたい。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 135 人の対象者ですけども、中には転居された方や死亡された方もいらっしゃるの、全てというわけではございませんが、そういった方を除く全ての方に訪問をしております。そのうえで生活状況をきちんと確認したうえで、必要な人には他制度等に引き継ぐ、そういう取り組みをしております。

議長（牛尾昭議長） 続いて 21 番、多田議員。

6 番（多田伸治議員） これ去年も同じように伺ったのですが、年金支給の無い月に振替不能が多くなる、こういったところに何かしら対応はされているのか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 年金支給月と年金支給月でない月の不納件数を比較しますと、明らかに年金支給でない奇数月においては振替不能割合が上昇しております。その対応としましては、奇数月に納付が難しい場合には次の年金月に納付をお願いするなど、柔軟な対応をして被保険者の方の生活に支障がでないよう、納付をお願いしているところです。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） 以前、江津市議会に陳情があって、別に支給額を増やしてくれと言わないけど、毎月、2 か月に分けてではなく隔月で支給するのではなくて、毎月ちゃんと年金を出してほしいというような陳情がありました。そういうことはやっぱり月々での生活設計を楽にするということもあって、そういうことをやっぱり実際に実態としてこういうことに現れている。保険者として国の方にそういうことを求めて行くということも考えられるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 今、年金を含めた大きな社会保障というところでお話をされたと思いますが、介護保険を担当する私共としては、対応できることというのは限られていると思っています。そうした中で介護保険に対する国への要望というのは、県や市町会を通じてしっかりと行ってまいります、ただいま言われたような要望については、私たちの範疇ではないと思っておりますので、そういう働きかけは難しいと思います。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） いやいやこれ、ここでの保険料収入をどうやってちゃんと確保するのかという話ですし、もっと言えば被保険者さんの皆さんの生活がちゃんと支えられるのかどうかというところに関わってくるので、全然関係ないような事業ではありませんので、年金を支給するのはこの組合ではありませんが、この事業に直接関わってくる問題として、やっぱりいつも言われるとおり、この組合からいきなり国に対して、厚生労働省に対してという話ではないかもしれないですけど、管理者、副管理者がおられるというところにこういう話もありますよというような。

議長（牛尾昭議長） 多田議員、申し上げますが一般質問にならないように。

6 番（多田伸治議員） なので、そういうことは考えられないんでしょうか。伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） それでは最後です。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 先ほども申しましたように年金制度のことについてですので、なかなか私どもで働きかけるということは難しいと思っています。ただ、年金に関して 2 か月に 1 回の支給というのはそのように制度としてなっていますので、他の介護保険制度以外のところでも支障があるようであれば、そういったところで働きかけをしていくということはあるかもしれません。

議長（牛尾昭議長） この際、暫時休憩いたします。

（午後 2 時 40 分 休憩）

（午後 2 時 50 分 再開）

議長（牛尾昭議長） 再開いたします。通告順 22 番、植田議員。

4 番（植田好雄議員） 繰越金関係ですけど、繰越金が令和 4 年度と比べると 2 億円以上の繰越金が増えているようで、その辺の理由を説明お願いしたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 令和 5 年度の繰越金と令和 4 年度の繰越金を比較しますと、約 2 億円の増額となっております。繰越金の中には、前年度に国県等から受け入れた交付金のうち、余剰となった一部が含まれています。余剰となった交付金については、令和 5 年度中に精算をして国県等に返還をしておりますが、

この部分が令和 5 年度は約 3 億 4,000 万円、令和 4 年度は約 1 億 5,000 万円となっていました。この返還金が増額したことにより、令和 5 年度の繰越金が約 2 億円増額となっています。

議長（牛尾昭議長） 植田議員。

4 番（植田好雄議員） この 1 億 5,000 万円が 3 億 4,000 万円で結構大きな繰越金になるんですけど、この交付金を有効に活用していけば繰越金の額が大きくなるんじゃないかなと思うんですが、ひも付きの繰越金、交付金なのかどうかということもあろうかと思えますけれど、地域の介護サービスを充実するうえで、十分活用できるようなことをして、なるべくこのところを、どういうふうにするということもあるんだろうと思えますけれど、その辺のことが可能なのかどうかといところを含めて、少し考え方を示していただきたいと思えます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 交付金につきましては、保険給付費などの当初予算額をベースにして算出して国県等から交付を受けていますが、決算において実績が下回った場合にはその差が余剰金額となります。交付金の多くは保険給付費に係る交付金のように使途が限られており、法定割合に応じて受け入れているため、工夫をして交付金を活用するといったことはできないことになっておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（牛尾昭議長） 続いて 23 番、植田議員。

4 番（植田好雄議員） 款の諸収入の項の雑収入、目の第三者納付金の関係ですけど、令和 4 年度より約 190 万円増えているわけですけど、この辺の理由をお示しいただけますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 第三者納付金は、交通事故等により介護保険のサービス利用が必要となった場合に、組合がその介護給付費をいったん立て替え、後日加害者側から介護給付費の支払いを受けるものです。令和 5 年度には、4 件の第三者納付金の受入れがあったことで、前年度と比較し増額となったものです。

議長（牛尾昭議長） 続いて 24 番、串崎議員。

7 番（串崎利行議員） それでは介護認定審査会費について、伺いたいと思います。下の説明資料の状況がございますけれど、右側の方に審査件数というものが書

いてありますけれど、その中に更新として 1,799 件とございます。昨年のを見てみましたらですね、これが、2,860 件ぐらいで、かなり差がありますけれど、それについて理由を伺います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 更新件数が減となった主な要因ですけれども、平成 30 年の制度改正において要介護認定の更新認定の有効期間の上限の見直しが行われました。有効期間の上限が 24 か月から 36 か月に拡大されたことにより、有効期間満了による更新申請の時期が分散化され、年度によっては更新申請の多い年や少ない年があるためです。

議長（牛尾昭議長） 串崎議員。

7 番（串崎利行議員） 分かりました。あとですね、この審査会ですけれども、こうして審査会が多いほどスムーズに流れるように私は感じておりますけれど、この開催状況、この表で見ますと 174 回とございます。やはり昨年より 19 回ぐらいですか、減っておるように感じておりますけど、それについては何か影響がありますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 審査会の回数ですが、実際に審査する審査件数が減っておりますので、回数の方は減っております。1 回に審査をお願いする件数ですけれども、大体 20 件程度と去年も今年も変わりませんので、そのの当たりについての影響はないのかなと思っております。

議長（牛尾昭議長） 串崎議員。

7 番（串崎利行議員） この事業をずっと見てみますと、年々ですね、予算額に対して決算額が行ってない状況のような感じがしております。また、予算が結構しっかり取ってあるんですよね。ということは、もっともっと少なく、回数も多くした方が市民の方が困らないのではないかなというような、私感じを受けますけど、今後についてのお考えを伺います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 今のご指摘ですけれども、確かに審査会の開催回数を増やしていくと早めに認定が出るということは間違いありません。ただ、審査に必要な要介護認定とか調査でありますとか、主治医が作成します意見書の作成が遅れる場合がありますので、なかなかその必要件数、20 件程度が確保できるか

ということは問題としてあると思います。そういったことを踏まえましても、できる限り開催中止にしたりすることが無いように、そういう意見書であるとか、調査であるとか、そうしたところは早めの対応をするよう、心掛けていきたいと思っています。

議長（牛尾昭議長） 続いて通告順 25 番、植田議員。

4 番（植田好雄議員） 認定調査費の関係ですけど、補正を 240 万円ほどされていたんですけど、不用額が 220 万円というふうになってはいますが、その理由についてお示し願いますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 認定調査等費ですが、要介護認定に必要な主治医意見書の作成手数料やその収受に伴う郵便料、また、各種通知書等の発送に係る郵便料などを予算措置しています。補正予算では決算を見込んで予算減額をしておりましたが、新規や区分変更の申請が思いのほか伸びなかったこともあり、結果的に費用の支出が抑えられました。この二つの申請区分は、更新申請とは違って見込みを立てづらいということもありますので、そうした要因も含め不用額につながったものと考えます。

議長（牛尾昭議長） 植田議員。

4 番（植田好雄議員） これで新規や区分変更の申請が出なかったということですが、申請者数の見込みができづらいと言われておりますが、こういう中で具体的な介護認定においての影響だとかに、介護サービスに影響があるだとか、その辺のことが起きるんでしょうか。その辺のことをちょっと伺います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 新規や区分変更の申請は、介護サービスを利用したい場合や、心身の状態が著しく変化した場合に行う申請です。これらの申請は、本人の希望やケアマネジャーのアセスメントによって行われます。よって、申請が少なかったということはそうしたケースが少なかったということですから、申請が見込みを下回ったからといって、認定やサービス利用に影響があったということはありません。

議長（牛尾昭議長） 続いて通告順 26 番、多田議員。

6 番（多田伸治議員） 計画策定委員会費です。委員からこの計画、第 9 期策定

するに当たって高齢者の貧困への対策を求める意見や、保険料率引き上げというようになことに反対する意見が具体的にあったのかどうか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 第 9 期介護保険事業計画の策定につきましては、介護保険事業計画策定委員会において、委員の皆様丁寧に説明を行い、ご意見をいただく機会を設けてまいりました。この中で、委員から高齢者の貧困や保険料率の引き上げについて、意見は特段ございませんでした。

議長（牛尾昭議長） 続いて通告順 27 番、多田議員。

6 番（多田伸治議員） 同じく計画策定委員会費なんですが、介護予防の取組について、委員から具体的に何かこういうことをやったら、こういうこととしてよというような提案があったのか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） こちらも、委員から新しい取組も含めて、介護予防の取組に特化した具体的な提案は特にごございませんでした。

議長（牛尾昭議長） 続いて 28 番、多田議員。

6 番（多田伸治議員） 介護予防サービス等諸費に入るんですが、令和 5 年度の取組として、特筆すべき成果があったというようなものがあるのか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 特筆すべき成果として挙げられるものは特にごませんが、リハビリテーションの実施などによって、身体機能が回復するといった効果は期待できると考えます。

議長（牛尾昭議長） 続いて通告順 29 番、多田議員。

6 番（多田伸治議員） 1 号訪問事業費です。これ当初予算の時にどれくらいやるのというような話を確認しましたところ、令和 5 年度では、272 人が実施予定だというような話をされていたんだが、実際これ令和 5 年度どこまでやられたのか、全部あたられたのかどうか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 利用予定は、今おっしゃられたように 272 人としていましたが、実績は 304 人となっています。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） 随分増えて頑張ったというようなことでもあると思うんですが、これはどういった経緯だったのでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） この第 1 号訪問事業ですけれども、ケアマネジャー等がアセスメントを行って、その結果に基づいて必要なサービスをプランニングしておりますので、ケアマネジャーがこういうサービスが必要だという方が、実際 304 人いらっしゃったということでございます。

議長（牛尾昭議長） 続いて 30 番、多田議員。

6 番（多田伸治議員） 今度は 1 号通所事業です。これも当初予算で実施予定は 640 人とされていましたが、最終的にこれどういうふうになったのか、お答えください。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 利用予定は 640 人としていましたが、実績は 659 人となっています。

議長（牛尾昭議長） はい、どうぞ。

6 番（多田伸治議員） 先ほどの訪問事業のところでも伺いましたが、これも超過達成しているというようなことで、これはどういった経緯だったのか、こちらも伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 先ほど訪問事業のところの説明した内容と同じとなっています。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて 31 番、多田議員。

6 番（多田伸治議員） 今度は介護予防ケアマネジメント事業です。これも当初予算で 503 人ということでしたけど、こちらはどうでしょう。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 利用予定は 503 人としていましたが、実績は 493 人となっています。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） これについては、減となっています。ひょっとしたら年度途中で行く予定の方が亡くなったというようなことも、転出したというようなこともあり得るかと思うんですけど、実際の動きとしてはどうなんですか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 訂正をさせていただきます。先ほど実績を 493 と言いましたが、494 でしたので訂正をお願いします。若干利用予定から実際下がっていますけれども、こちらもケアマネジャー等が必要なサービスをアセスメントしてプランニングしておりますので、実際にそういうサービスを必要とされた方は、この人数だったということでございます。

議長（牛尾昭議長） 続いて通告 32 番、植田議員。

4 番（植田好雄議員） 介護サービス相談員の所要員の関係ですけど、介護相談員派遣事業ですけど、その辺で介護サービス相談員の所要員と活動実績についてお知らせ願います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 令和 5 年度は 14 人の介護サービス相談員が 5 月から令和 6 年 2 月までの間に、月に 1 度、担当相談員が 2 人 1 組で 14 事業所を訪問しました。訪問回数は延べ 121 回でした。

議長（牛尾昭議長） 植田議員。

4 番（植田好雄議員） 今、介護サービス相談員が 14 人というふうに言われましたけど、14 人で十分に相談対応だとか、利用者の色んな悩み相談ごとに対応できている状況なのですか。事業所の中の運営の問題だとか、十分に対応できる要員としてどのように考えておられるのか、お示してください。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 先ほども答弁しましたが、訪問している事業所が、ちょうど 14 事業所ということもあって、2 人 1 組で訪問しますと、ちゃんと 2 事業所ずつ持ってくような形になっています。月に 1 回の訪問ではありますが、2 名体制で訪問しておりますので、利用者の声を聞くという点では十分に対応できていると思います。

議長（牛尾昭議長） 続いて通告順 33 番、植田議員。

4 番（植田好雄議員） 同じく介護サービス相談員派遣事業なんですけれど、介護サービスの相談員の派遣によるサービスの質の向上ということに具体的にその相談を受けて、具体的にサービスの向上につながったという事例があればお示してください。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） この事業では、利用者からの相談のほか、相談員の気づきを事業者に伝えることで、サービスの向上につなげることも目的の一つとしています。一つ例を挙げますと、食事の前に今日の献立や食材のことについて説明をし、食に対する関心を深めてもらう工夫をされてはどうかと相談員が気づきを事業所側に提案されたそうです。事業所側では早速実践をされ、みんなで楽しく食事がとれるようになったと伺っています。この助言のケースは、まさに相談員の気づきが事業所の雰囲気明るくし、サービスを受けられる方の満足度アップにつながったそういうケースであったと考えます。

議長（牛尾昭議長） 続いて通告順 34 番、多田議員。

6 番（多田伸治議員） その介護相談員派遣事業なんですが、利用者の不満や不安としてはどんなものがあつたのか、具体的に教えていただきたいと思います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 介護サービス相談員が令和 5 年度中に利用者から聞き取った利用者の声や相談の件数は、合計で 289 件ありました。そのうち主なものは、健康やリハビリテーションに関することが 42 件、食事に関することが 36 件、レクリエーションに関することが 34 件、職員の対応に関することが 33 件などとなっていました。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。どうぞ。

6 番（多田伸治議員） 健康に食事、職員に対するというのが 33 件、これはいったいどんなものなのかというのがちょっと気になるのですが、虐待みたいな大事な物ではないんだとは思いますが、その辺が後のことにもつながっていくんですが、ここを改善しないと、利用者の皆さんというのは非常にしんどい思いをする訳ですけど、その辺実際どうなっているのかというのを踏まえて、この職員についての相談 33 件、どんなもんなのか伺っておけますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平薮介護保険課長） 申し訳ありません。詳細については今資料を持ち合わせていないのでお答えすることはできませんが、不安、不満というほかに職員に対する気遣いであったり、そういう相談というか声として聞いていますので、そういうのもカウントされている状況です。大変申し訳ありません。詳細な内容については、お答えできません。

議長（牛尾昭議長） 続いて通告順 35 番、同じく多田議員。

6 番（多田伸治議員） 先ほど相談員派遣事業で具体的な改善が何があったのかという話で、食事の前に食事についての説明をして、みんなで楽しくというような話がありました。とは言っても、先ほど 289 件からの相談があつてというようなことを踏まえて、相談員の皆さん、いやそこから食事のことしかなかったということは、食事のことだけでも 30 何件あつたと、36 件かな、あつたという話ですので、これ以外でこう改善されましたと、具体的なものっていうのがちゃんと挙げていただければと、1 件だけではないはずですので、その辺をお願いします。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平薮介護保険課長） 具体的に示してくださいということで通告はいただいておりますけれども、たくさん用意しておりませんので、私が今お話しできることは先ほどの触れた食事のことについて主な内容となります。あとその他にはですね、これも食事のことになるんですけども、嚥下体操をしてきちんと利用者さんが事故の無いように、食事がとれるように努めて行こうであるとか、あと事業所の方で利用者さん、皆さんで体操されたりしますけども、やはり安全のために職員を各所に配置して安全に気を付けた対応を取りましょう、ということの改善があつたようです。

議長（牛尾昭議長） はいどうぞ。

6 番（多田伸治議員） 289 件の相談があったという話ですよ、でその中で食事の話は改善がされたと、それはそれでいいと思います。ただ、相談の内容というのが私も実際にどんな話なのかというのはちょっと見えてません。先ほど説明も今はできないというような話でしたので。その 289 件の内、組合としてこれは対処せにゃいけん、解決できないだろうというようなもの、当然私病気でいろいろ痛くてやれんのだというようなこういう相談はね、当然ないですけど、聞いたうえでこれ何とかせにゃならんなというような相談がどれくらいあって、それにどれだけ対応できたのかというのが、ここの事業の肝だと思うんですよ。そこら辺を具体的にもう少し数字として説明していただければと思いますが、いかがでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平薮介護保険課長） 今、数字としてというようにお話がありましたが、なかなか数字で説明するのは難しいところでございます。この事業の本来の目的ですが、利用者の声を事業者に橋渡しをして、このことによってサービスの質を上げて行こうというのが、もともとの一番の目的でございます。ただ、そうはい言いまして、利用者さんとお話をする中で家族のことであったり、先ほどちょっとお話がありましたが、虐待に関するようなことがもしあればですね、それなりにしかるべき必要なところにつなげていくという対応は組合としてできますので、そういう対応を取っていきたいと考えています。

議長（牛尾昭議長） 続いて通告順 36 番、植田議員。

4 番（植田好雄議員） 続いて介護給付費適正化事業のところですけれど、令和 4 年度に介護給付費適正化システムを導入して、令和 5 年度からの運用になっているんじゃないかと思いますが、導入前と導入後の効果について具体的に教えていただけますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平薮介護保険課長） このシステムを導入したことで、利用者の状態にあったサービスが提供されているかを確認することができるようになり、ケアプラン点検や運営指導、また、疑義照会の際に活用できるようになりました。ケアマネジャーに対する疑義照会では、利用者の状態にあった適切な給付とはどういったものなのか、ケアマネジャーに気づいてもらえるよう働きかけました。こうした疑義照会を継続していくことで、不必要な給付の抑止につながっていくものと考えています。

議長（牛尾昭議長） 植田議員。

4 番（植田好雄議員） これを導入することによって、ケアマネジャーの負担軽減というようなことが図られていくのか、このシステムがどういうふうにネットワーク的なものがあるのかどうかを含めて、その辺のものを伺います。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平薮介護保険課長） このシステムですけれども、ネットワーク化している訳ではなくてですね、実際の認定調査の時に調査員が利用者さんの状態を見てもらうんですけれども、そういった状態と、それから実際の給付の状況、これをこのシステムに入れて突合させて、その適切な、利用者さんの状態に合って、適切なサービスになっているかというようなことを検証するというようなシステムになっています。ですから、先ほどちょっとケアマネに疑義紹介というようなことをお話ししましたが、決してケアマネさんの業務負担を軽減するという目的ではなく、ケアマネさんに、適切なサービスがケアプランにのってますか、導けてますかということを、改めて再認識、徹底してもらうようなことを事業としてやっています。

議長（牛尾昭議長） 続いて 37 番、植田議員。

4 番（植田好雄議員） 今度は保険者機能強化推進事業のことですけど、これ執行率が大変 59.93 パーセントということになっておりますけれど、これかなり低いんじゃないかなと思いますけど、この辺の理由を教えてください。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平薮介護保険課長） この事業は、浜田市と江津市が実施した介護予防事業に係る費用を負担するものですが、要因は二つあると考えています。一つ目に浜田市では介護予防教室開設に対する支援を行う事業で、対象を 2 事業者と見込んでいましたが、実際は 1 事業者であったこと。二つ目に江津市では介護予防ポイントの事業で交換する賞品を何種類か用意しましたが、実際に交換された賞品は金額が低いものが多かったということがありました。こうした理由から、執行率が 6 割程度となっています。

議長（牛尾昭議長） 続いて通告ナンバー 38 番、串崎議員。

7 番（串崎利行議員） 理由は分かりました。でですね、そこの説明資料を見ますと、大変ですね、今言われたのは理解できますけど、浜田は 100 万円で江津が 139 万円ということになっておりますが、これも去年のを見てみますと、浜田 230 万、江津 330 万というような形でございます。いずれもですね、江津の負担が大きくなっている状況だと感じておりますけれど、やはり人口から言っても浜田が多くなけ

ればというような感じを私感じをしておりますが、これについてどのような分析をされていますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） この事業費ですが、財源となるのは保険者機能強化推進交付金を受けていますので、それを財源としています。両市において地域のニーズに合ったように、それから課題などを基にして、それぞれやりたい事業、できる事業を事業化してやっていただいています。実際に金額の方は江津市の方が高くはなっていますが、浜田市も当初は介護予防教室を 2 事業所展開したいということで予算を取っていました。残念ながら結果として 1 事業所となってしまいましたが、やはりさっきも言いましたように、地域の実情とかニーズといったものが影響していると思っています。

議長（牛尾昭議長） 串崎議員。

7 番（串崎利行議員） やはり高齢化の高い地域でございますので、この事業、特に介護予防等というような形で、大切な事業であるというふうに思っております。やはり、これ執行率 100 パーセントを目指すべきというふうに感じておりますし、もともとを見てもみますと、1,000 万円以上ですね予算をずっと取ってあったような感じもいたします。やはり執行率 100 パーセントを目指すには、執行率の悪い理由は聞きましたけれど、何が一番大事かということになれば、どのように思っているのでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 執行率の向上について、どうしたら上がっていくかということのご質問でよろしいでしょうか。そうしますと、先ほども言いましたように、ニーズに沿った形でそれぞれの市で事業展開を行う時の負担金をこちらで支払っていますが、やはりその事業展開をするに当たってニーズをしっかり押さえるということは重要なことだと思っています。それから、江津市の方、かなり実績は上がっていますが、実績が上がるということはいいい取組であるということが言えると思いますので、同様の取組ができるのであればそこを検討していくというのも一つの方法だと思います。

議長（牛尾昭議長） 続いて通告順 39 番、多田議員。

6 番（多田伸治議員） 9 期で今回こうやって保険料率引き上げというようなことになったんですが、これに基金を投入したらこの基金残高というのは、見えるものでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 大変申し訳ありません。もう一度説明して
いただいてよろしいでしょうか。

議長（牛尾昭議長） はい、どうぞ。

6 番（多田伸治議員） あの 9 期で保険料率引き上げというようなことがあった
んですが、これを回避するためには基金を投入するというようなことも考えられた
んじゃないかと思いますが、その場合、この今 58 ページのところに書いてありま
すが、こういったものがどういったものになったかというようなところを、伺って
おきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 第 9 期保険料の設定に当たっては、国の方
針に基づいて低所得者の保険料上昇を抑制するため、高所得者に係る乗率設定を引
き上げる対応を取っています。この乗率の引き上げを行わなかった場合、保険料基
準月額が 400 円程度上がる試算となり、第 8 期と同額の 6,600 円に抑えるためには
7 億 7,500 万円の基金投入が必要となります。令和 5 年度末の基金残額が 11 億 5,394
万 7,000 円ですから、残額は 3 億 7,894 万 7,000 円になると試算をしています。

議長（牛尾昭議長） 続いて 40 番、多田議員。

6 番（多田伸治議員） その保険料率、保険料を抑制するための取り組み、国へ
何か対応を求めたり、その効果がこういうものがありましたというようなものがあ
りますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 保険料抑制に対する国への対応としまして
は、関係市とも連携を図り、全国市長会を通じて国へ要望を届けていっています。
全国市長会では、毎年 6 月にこうした要望を取りまとめて国に提言をしています
が、この中では、持続可能な介護保険制度の確立に向けて、保険料抑制のための制
度設計や財政措置をするよう国に求めています。第 9 期の制度改正では、低所得
者の保険料を抑制するための対策が取られましたが、こうした改正には市長会の
提言が大きく影響したとの情報もありますので、私どもの訴えが効果となって表
れたものと思っています。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。続いて 41 番、同じく多田議員。

6 番（多田伸治議員） これ事務報告書の方だったかな、廃止になった施設がいろいろ掲載されております。通所で四つ廃止になっているんですが、これ、要因はどういったものだったか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 廃止の理由ですけれども、いずれも職員配置が困難、利用者が見込めないといったものでした。

議長（牛尾昭議長） 続いて 42 番。ありますか、どうぞ。

6 番（多田伸治議員） それ、四つあってその利用者が少ないというのが廃止の理由にもされてはいるんですが、それでもこれ利用者の方がゼロではなかったでしょうし、当然そのために確保していたスタッフというのもおられると思いますし、廃止によってその方たちがどうなったか、路頭に迷うとか、サービスの受けようがなくなるというようなことがあったかどうかというところを伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 廃止された事業所の利用者については、担当ケアマネジャーと連携し、次のサービス事業所につなげるなどし、利用者の不利益にならないように努められております。また、従業者については、同じ法人内の他の事業所へ配置転換するなどにより、雇用の継続に努められているところです。

議長（牛尾昭議長） 多田議員。

6 番（多田伸治議員） 別の事業所につなげたんだという話がありますが、通所のところで随分遠くまで通わなくてはいけなくなったというようなことを聞いております。そういったものがこれ実際、何人の方がこうなっているところですが、例えば今までの移動距離が 2 倍、3 倍になったというような方がどのくらいおられるのか分かりますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 申し訳ありません。今、質問されたような内容については、把握をしておりません。

議長（牛尾昭議長） 続いて 42 番。どうぞ。

6 番（多田伸治議員） 次は、訪問で二つ廃止になっていますが、この理由、要因は何でしょう。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） こちらも先ほどと同様になりますが、職員の配置が困難といったものでした。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。どうぞ。

6 番（多田伸治議員） 職員の配置は困難とはいえ、当然これもゼロではないと思うんですが、その利用者さん、それから、少ないながらおられたはずのスタッフの皆さんというのは、廃止後どうなったかというのは、どうなんですか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 先ほどと同様になりますが、利用者については次のサービス事業所につなげております。また、従業者についても配置転換等により対応しておられます。

議長（牛尾昭議長） 続いて、まだありますか。

6 番（多田伸治議員） これは訪問なんで、利用者の方が、どこに行くというようなことはないんですが、今度はいよいよもっと遠くからヘルパーさんが行かなくてはいけないというようなことになっていると思うんですが、そういったところ、今年、介護報酬、訪問介護のところ減額になっている、というようなところで、どれくらいのものがどう影響を受けているか。これは、去年のところの決算なんで、直接は昨年度の話となってしまいますけど、実際どれくらい違うものなのか、その移動ですね。分かりますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 大変申し訳ありません。先ほどと同様に把握しておりません。

議長（牛尾昭議長） 続いて 43 番、多田議員。

6 番（多田伸治議員） 今度は居宅で一つ廃止というようなことなんですが、この要因は何でしょう。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） こちらについても職員の配置が困難とのことでした。

議長（牛尾昭議長） 続いて、同じ質問ありますか。どうぞ。

6 番（多田伸治議員） これもスタッフの皆さん、それから利用者の方というのは、どうなったのか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 利用者については、次の事業所へつなげております。また、従業者についても配置転換等により、雇用に努められておられます。

議長（牛尾昭議長） はい、どうぞ。

6 番（多田伸治議員） 今のところで配置転換という話を散々されているんですが、これ今まで勤めていた方というのは、みんな圏域内で、あの訪問にしても通所にしてもこの居宅にしても、圏域内でちゃんと再雇用がされているのか、配置転換でちゃんと収まっているのか、それとも圏域外に出ざるを得ないと、出て行ったというような方がおられるのかどうか分かりますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 昨年度廃止された事業所ですけれども、本部が総合事業の事業所で本体のヘルパー事業所であったり、引き継ぐ事業所がございます。また、法人で他のサービス種類をされているところもありますので、そういうところへ配置転換をされたということでございますので、外へ出られた方はいないというふうに理解しております。

議長（牛尾昭議長） 続いて通告順 44 番。同じく多田議員。

6 番（多田伸治議員） 以前ボランティアで介護人材を賄おうかというような話で広く募集をするんだというような話は、この場で、全協だったかな、ありました。あの取組が令和 5 年度では、どうなったのかというのを伺っておけますか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） この事業の令和 5 年度の実績ですが、事業者と介護助手とのマッチング成立はありませんでした。新型コロナウイルス感染症が感染症法上の第 5 類に移行したとはいえ、感染症対策を継続するなど、外部との接触に慎重な事業者が多く、介護助手の受入先が確保できないといった状況がありました。受入先がないために大々的な募集することができずに、結果的に登録者もほとんどいない状況となっています。

議長（牛尾昭議長） はい、どうぞ。

6 番（多田伸治議員） 登録がほとんどいないというのはゼロではないということですね。どのくらいあってという話なのか。希望者がそもそもいたのかなというのをこちらは分かっていけませんので、そこら辺お願いします。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 実際、事業者、受け入れをする側の事業者ですが 3 事業所あったように記憶しております。介護助手に登録された方ですけども、興味をもって相談に来られた方というのは実際数名いらっしゃいましたが、実際登録をされた方となると一人でした。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。はい、どうぞ。

6 番（多田伸治議員） 介護も非常に大変な仕事だと、それをボランティアでというような、そもそもなかなか困難な話なんじゃないかなと思うんですが、実際これ、今こういうふうな状況でコロナは一応明けたというようなことになっています。そこら辺では、どういうふうに評価して今後どうするのか、伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） この事業によって抜本的に人手不足を解消するというのはなかなか難しいと考えています。事業者へ聞きますと、介護助手でなく本当に正規で働いてくれる人を探したいというのがもちろん本音でありますし、そうした事業者の思いを聞くと、この事業というのが、本当にマッチした取組となっているのかということも考えていかなければいけないと思っています。今後についてですが、なかなかこの事業単独でやっていくのは難しい面もございます。関係市が行う他事業や他機関とのタイアップなども考えて事業を検討する必要があると思っています。関係市と協議を行う中で見直しを含めた事業の在り方についても検討をして行きます。

議長（牛尾昭議長） 続いて通告順 45 番。同じく多田議員。

6 番（多田伸治議員） これも毎年伺いますが、圏域外への給付費の流出、これどうなったのか、抑えられたのかどうかというところを伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平薮介護保険課長） 第 8 期計画では、介護サービスの圏域外利用を課題と捉え、その抑制を目標の一つに掲げてきました。中でも医療処置を必要とする高齢者が隣県の介護施設に入所する状況を問題視し、その解消に向けた取組を進めてまいりました。給付の状況につきましては、令和 5 年 3 月に約 1,580 万円となっておりましたが、令和 6 年 3 月には約 1,500 万円となり、若干ではありますが減少となっています。

議長（牛尾昭議長） 続いて通告順 46 番。同じく多田議員。

6 番（多田伸治議員） 46 番です。令和 5 年及び 8 期計画として目標であった、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができる圏域、こういうものが実現できたかどうか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平薮介護保険課長） 令和 5 年度、また第 8 期計画で目指した、住みなれた地域で自分らしく暮らしていくことができる圏域になったのかと問われれば、その実現に至ってはまだ道半ばと感じています。しかし、介護サービスの整備をはじめ、第 8 期計画で進めた各種取組によって、介護サービスの圏域外利用が減少していることも事実であり、着実にその歩みを進めているものと考えています。

議長（牛尾昭議長） 続いて 47 番、多田議員。

6 番（多田伸治議員） そうはいつでも色々あって 8 期の結果、令和 5 年度の結果として、第 9 期で保険料率の引き上げというようなことになっているんですが、これ引き上げを回避するために第 8 期で必要だった取組というのは何だったのか、お考えでしょうか。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平薮介護保険課長） 高所得者層にかかる保険料率の引き上げをしましたが、低所得者の保険料上昇を抑制するための国の施策であり、その方針に

基づくものです。よって、保険料率引き上げを回避するために必要であった取組は、特になかったものと考えています。

議長（牛尾昭議長） 続いて通告順 48 番。多田議員。

6 番（多田伸治議員） これ書いたまま読みましょうか。介護保険事業というのは、自主財源 13.3 パーセント、国県の負担が 9.7 パーセント、両市の負担が 77 パーセント、こういうような負担割合となっていて 8 期の結果として、9 期では先ほどの保険料率引き上げとなっている。で、経済的には被保険者も苦しい、事業者もなかなかしんどい。で、組合も財政が厳しいという話になっていますが、これどこがどう変われば財政として改善されるのか、まあ負担割合のところが一番大きいのではないかというふうに私は思うんですが、その辺組合としてどういうお考えなのか伺っておきます。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 保険給付費に対する法定割合は国が定めており、国の負担分は保険給付費全体の 25 パーセントとなっています。また、事業所が受け取る介護報酬についても、3 年に一度の報酬改定で国が決めておりますので、この度の訪問介護の報酬引き下げでは大変な議論を呼びました。このように介護保険は、国が定めた制度の中で運営されていますので、ご質問にあったような財政の好転については、国の制度改正に委ねる部分が大きいのと考えます。具体的には、法定割合の国庫負担分の増が、そして介護報酬のプラス改定ということになると考えます。

議長（牛尾昭議長） はい、どうぞ。

6 番（多田伸治議員） 散々今まで言った話です。こういう話を組合として国にちゃんと突き付けるというようなことが必要じゃないかと思いますが、いかがでしょう。

議長（牛尾昭議長） 介護保険課長。

介護保険課長（平藪介護保険課長） 私たちでは、どうしても解決できないことがあり、この法定割合の改定や介護報酬にしてもそうですが、制度として国に変えてもらうしか方法がないものがあります。前の答弁でも少し触れましたが、今回の制度改正においては、全国市長会の提言が大きく影響したと聞いております。組合としましては、関係市と連携して引き続き島根県や市長会を通じて圏域の実情を全国の大きな声として届けていきたいと考えています。

議長（牛尾昭議長） よろしいですか。あらかじめ発言通告をされた議員の質疑は全て終了いたしました。

この件につきまして、発言をされてない議員の発言を許可いたします。ただし、お一人質疑は 1 項目とし、質疑は 3 回までとします。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶものあり。）

議長（牛尾昭議長） 質疑なしと認めます。

暫時休憩いたします。

（午後 3 時 35 分 休憩）

（午後 3 時 43 分 再開）

議長（牛尾昭議長） 再開いたします。

これより、本案を採決いたします。

日程第 3、認定第 1 号、令和 5 年度浜田地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することにご意義ありませんか。

（「異議あり」、「なし」と呼ぶものあり。）

議長（牛尾昭議長） 異議ありの発言がありましたので、暫時休憩します。

そのままでお待ちください。

（午後 3 時 43 分 休憩）

（午後 3 時 44 分 再開）

議長（牛尾昭議長） 会議を再開します。多田議員より討論の申し入れがありましたので討論を行います。多田議員。

6 番（多田伸治議員） いろいろ事業があるとは言え、広域連携事業の中で、広域連携推進事業ですね、介護人材という部分で、今介護人材の不足が大きな問題になっている。先ほど特別会計の方でも事業所の廃止というところも、人材不足というものが原因だったという話がありました。その人材について、人材育成と銘を打ちながら、人材確保の肝である処遇改善が脇に置かれるような事業だというようなことがありました。ほかにも軽減のところで、これまあ、後にしましょうか。人材育成事業というのが直ぐに結果が出るものではないと、目に見えてというような話

もありますが、これ長年やっているものです。ずうっと続けているというような部分もあります。そういった意味ではやはり結果というものも示してもらわなければいけない、そういったことが抜けておりました。ということで反対させていただきます。

議長（牛尾昭議長） それでは、これより本案を採決いたします。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（牛尾昭議長） はい、ありがとうございます。挙手多数です。よって、本案は、原案のとおり認定することに決しました。

日程第 4、認定第 2 号、令和 5 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議あり」、「なし」と呼ぶものあり。）

議長（牛尾昭議長） 異議ありという発言ございました。多田議員より討論の申し入れがありましたので討論を行います。多田議員。

6 番（多田伸治議員） 今回の質疑の中で滞納者 135 人の中の 55 人、ほぼ 40 パーセントの方が保険料の軽減を受けたうえで保険料を滞納されているというような事実が確認されました。そもそものところで保険料が高いというのが明確だと思います。そのうえで今回第 8 期が令和 5 年度で終わると、令和 6 年度からの第 9 期では、保険料率を上げるというようなことが行われております。そういった結果につながる令和 5 年度の決算ですので反対させていただきます。

議長（牛尾昭議長） 以上で討論を終わります。

これより本案を採決いたします。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（牛尾昭議長） ありがとうございます。挙手多数です。よって、本案は、原案のとおり認定することに決しました。

日程第 5、議案第 11 号、令和 6 年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算第 1 号及び日程第 6、議案第 12 号、令和 6 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算第 1 号を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。事務局長。

事務局長（湯浅事務局長） 議案第 11 号、令和 6 年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算第 1 号について、ご説明申し上げます。

議案書 7 ページをご覧ください。

第 1 条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 3,607 万 7,000 円を追加し、補正後の予算総額を 48 億 1,717 万 6,000 円とするものです。

次に、別添で配布をしております、令和 6 年度浜田地区広域行政組合 10 月補正予算説明資料をご覧ください。この資料により補正予算の概要について説明いたします。

説明資料 2 ページ、(1)編成概要です。今回の補正予算は、令和 5 年度の決算に伴う調整を行うとともに衛生費の人件費に係る調整を行うものです。(2)主な補正事項は説明資料のとおりです。

それでは、(3)一般会計補正予算第 1 号、ア歳入歳出予算総括表の歳入について説明をいたします。款ごとの補正額は記載のとおりで、金額の読み上げは省略させていただきます。1 番 分担金及び負担金は、令和 5 年度事業費の確定及び人件費の調整に伴う負担金の調整です。7 番 繰越金は、令和 5 年度決算の剰余金を調整するものです。8 番 諸収入は、人件費の調整に伴うものです。

次に、歳出についてご説明いたします。3 ページのイ、事業別の補正事項をご覧ください。2 総務費は、令和 5 年度事業費の確定による両市負担金の返還に伴う調整です。3 民生費は、令和 5 年度事業費の確定による国県支出金及び両市負担金の返還に伴う調整です。4 衛生費は、再任用職員の雇用延長等に伴う人件費の調整、また、令和 5 年度事業費の確定による両市負担金の返還に伴う調整です。

以上、一般会計補正予算についてご説明をいたしました。なお、市ごとの負担金の内訳については、のちほどご説明いたします。

続きまして、議案第 12 号、令和 6 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算第 1 号についてご説明いたします。議案書の 25 ページをご覧ください。

第 1 条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 4 億 573 万円を追加し、補正後の予算総額を 121 億 6,312 万 2,000 円とするものです。一般会計と同様に 10 月補正予算説明資料によりご説明いたします。

説明資料の 5 ページをご覧ください。(1)編成概要ですが、今回の補正予算は、令和 5 年度決算に伴う調整及び人件費の調整、並びに重層的支援体制整備事業の実施に係る調整を行うものです。(2)主な補正事項は、説明資料のとおりです。それでは、(3)介護保険特別会計補正予算第 1 号、ア歳入歳出予算総括表の歳入について説明をいたします。2 番 分担金及び負担金は、人件費の調整と過年度介護給付費負担金交付額の再確定に伴う調整、また、令和 5 年度事業精算による地域支援事業費の江津市負担金を調整するものです。4 番 国庫支出金は、江津市の重層的支援体制整備事業の実施に伴う調整、6 番 県支出金は、重層的支援体制整備事業の実施に伴う調整及び過年度分介護保険事業費補助金の追加交付に伴う調整です。

次に 6 ページの 7 番 財産収入は、介護給付費準備基金利子額の受入れに伴う調整です。8 番 繰入金は、介護給付費準備基金からの繰入が不要になったため調整するものです。9 番 繰越金は、令和 5 年度決算の剰余金を調整するものです。

次に、歳出についてご説明いたします。説明資料の 7 ページ、イ 事業別の補正事項をご覧ください。1 総務費は、人件費の調整、2 保険給付費は、財源の調整です。4 地域支援事業費は、江津市の重層的支援体制整備事業実施等に伴う財源の調整です。6 基金積立金は、前年度決算剰余金のうち、余剰となる第 1 号被保険者の保険料を介護給付費準備基金に積み立てるものです。8 諸支出金は、前年度保険給付費の確定等による国、県、両市支出金の精算返還に伴う調整を行うものです。

以上が介護保険特別会計補正予算第 1 号の説明となります。

続きまして、両市負担金についてご説明いたします。説明資料 10 ページに補正予算一覧表と普通負担金負担割合一覧表を、資料 11 ページには、この度の補正予算に伴い算出した会計ごとの関係市負担金一覧表を記載しております。合計した負担金の補正額は、11 ページ一番下の合計欄、網掛けの部分となります。浜田市においては、461 万 5,000 円の増額、江津市においては、18 万円の減額となっております。

以上、補正予算についてご説明いたしました。議案書には事項別明細書などを記載しておりますので、ご参照のうえ、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（牛尾昭議長） ただいまの提案について、質疑はありませんか。
植田議員。

4 番（植田好雄議員） 聞き間違いかもしれませんが、江津市の負担金 18 万円と言われましたけど、1 万 8,000 円ではないですか。

事務局長（湯浅事務局長） 1 万 8,000 円に訂正させていただきます。

議長（牛尾昭議長） 18 万じゃなくて、1 万 8,000 円。
質疑はありませんね。

（「なし」と呼ぶものあり。）

議長（牛尾昭議長） 質疑なしと認めます。
これより本案を採決いたします。

日程第 5、議案第 11 号、令和 6 年度浜田地区広域行政組合一般会計補正予算第 1 号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり。）

議長（牛尾昭議長） ご意義なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 12 号、令和 6 年度浜田地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（牛尾昭議長） ご意義なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

これにて、本議会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

この際、管理者より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

管理者。

管理者（久保田章市管理者） 第 107 回組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆さんにおかれましては大変お忙しい中ご参集賜り、更には提案いたしました諸議案につきまして、慎重にご審議を賜り厚くお礼申し上げます。

今後とも浜田市及び江津市との連携を密にし、更に効率的な広域行政の推進、予算執行に努めてまいりますので、引き続きご指導とご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

暑い夏も過ぎまして、最近は少し肌寒い日も続いております。議員の皆様におかれましては、健康に十分ご留意され、ますますご活躍されますよう祈念いたしましてお礼のご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

議長（牛尾昭議長） 以上で、本日の予定は終了いたしました。

以上で第 107 回浜田地区広域行政組合議会を閉会いたします。

どうもお疲れ様でした。

（午後 3 時 55 分 散会）

出席議員（10 名）

1 番	大 谷	学	議員	2 番	岡 本	正 友	議員
3 番	坂 手	洋 介	議員	4 番	植 田	好 雄	議員
5 番	柳 楽	真智子	議員	6 番	多 田	伸 治	議員
7 番	串 崎	利 行	議員	8 番	芦 谷	英 夫	議員
9 番	牛 尾	昭	議員	10 番	山 根	兼三郎	議員

説明のため出席したもの

管 理 者	久保田	章 市	副管理者	砂 川	明
監査委員	野 上	俊 文	事務局長	湯 浅	明百美
総務課長	山 本	志 朗	介護保険課長	平 薮	邦 浩
会計管理者	板 本	実			

職務のため出席したもの

総務係長	山 本	隆 之	主任主事	水 田	紀 杏
------	-----	-----	------	-----	-----

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

浜田地区広域行政組合議会議長

浜田地区広域行政組合議会議員

浜田地区広域行政組合議会議員